

南相馬市監査委員公表第 9号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和元年12月25日

南相馬市監査委員 小澤 政 光

南相馬市監査委員 鈴木 昌 一

# 公の施設の指定管理者監査結果

## 1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

## 2 監査の対象

公の施設	指定管理者	関係所管課
南相馬市馬事公苑	特定非営利活動法人 はらまち交流サポートセンター	市民生活部 スポーツ推進課

## 3 監査の範囲

平成30年度に係る事務事業

【施設の設置目的】馬事振興及び市民の体育並びにスポーツ普及に資するため

## 4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりです。

### 所管課

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。  
指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。  
管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。  
協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。  
管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。  
事業報告書の点検は適切になされているか。  
指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。  
指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

### 指定管理者

施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。  
協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。  
利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。  
利用促進のための努力はなされているか。  
公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。  
公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。  
公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

## 5 監査の方法

監査の実施にあたっては、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査すると

ともに、関係職員、団体責任者等からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行いました。

6 監査の期間

令和元年10月18日～令和元年12月24日

7 対面監査の実施日

令和元年11月25日

8 監査の結果

今回監査を実施したところ、施設の目標達成に必要な管理運営については、利用者サービス向上に努力している姿勢が見られたものの、一部、施設管理及び事務処理において、改善を要する事項や検討を要望する点が認められたので、以下に個別に記述しました。指定管理者にあつては所管課との協議により、所管課にあつては指定管理者に対する指導を含め、万全を期するようお願いいたします。

# 南相馬市馬事公苑

## 1 指定管理者の名称

特定非営利活動法人 はらまち交流サポートセンター

## 2 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

## 3 平成30年度指定管理料

13,903,000円

## 4 施設概要

施設所在地 南相馬市原町区片倉字蛙原4番地の1

建設年月 平成5年3月

敷地面積 280,000㎡

設置内容 障害馬術馬場、馬場馬術馬場、覆馬場、走路、みどりの広場、管理棟  
厩舎、宿舎等

設置目的 馬事振興及び市民の体育並びにスポーツ普及に資するため、馬事施設として建設され、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与するため

## 5 業務の範囲

施設の管理及び運営に関する業務

スタッフの配置等に関すること

広報に関すること

その他に関すること

施設及び設備の維持管理に関する業務

保守管理業務に関すること

設備・備品管理業務に関すること

清掃業務に関すること

施設内及び館外の駐車場の管理業務に関すること

施設利用許可等に関する業務

利用料金の徴収、減額及び免除に関する業務

緊急時の対応に関する業務

その他に関する業務

## 6 指定管理者選定

選定区分 公募

応募者数 2団体

仮協定年月日 平成27年11月26日

市議会議決年月日 平成27年12月16日

## 7 管理協定

年度協定締結年月日 平成30年4月1日

## 8 利用料金制度

適用

## 9 施設利用状況

(単位：人、%)

区 分	計画(目標)	利用実績	前年度実績	対前年比	備 考
馬事公苑利用者	3,440	12,124	5,613	216	

## 10 収支決算の状況(平成30年度)

### 指定管理委託事業分

(収入)

費 目	決 算 額 (円)
指 定 管 理 料	13,903,000
使 用 料	1,951,100
ドローンスクール会場 提 供 事 業	260,000
引退競走馬の活用事業	3,750,000
そ の 他	654,583
小 計	20,518,683

(支出)

費 目	決 算 額 (円)
人 件 費	8,083,683
報 償 費	229,600
旅 費	308,100
需 用 費	5,363,245
修 繕 料	1,413,341
役 務 費	506,092
委 託 料	1,813,680
使用料及び賃借料	640,391
原 材 料 費	6,834
租 税 公 課 費	49,200
その他(事務所費)	316,000
支 出 合 計	18,730,166

平成30年度 指定管理委託事業における収入支出差引残額 = 1,788,517円・・・

## 自主事業分

(収入)

費 目	決 算 額 (円)
乗馬体験事業	1,500
小 計	1,500

(支出)

費 目	決 算 額 (円)
乗馬体験時の保険料	12,600
支 出 合 計	12,600

平成30年度 自主事業における収入支出差引残額 = 11,100円・・・

事業報告書を基に監査委員事務局で作成

平成30年度 収入支出差引残額 ( + ) = 1,777,417円

### 1.1 事業費の状況

過去2年間の指定管理料

(単位：円)

年 度	平成29年度	平成30年度	備 考
金 額	13,903,000	13,903,000	導入年度：平成21年度

### 1.2 監査の結果

協定に基づく義務の履行はおおむね適正に執行されていると認められました。しかし、下記に記載のとおり改善を要する事項や検討を要望する点が認められましたので、これらの点に留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行をお願いします。

なお、軽微な改善又は検討を要する事項については、口頭で指示をしました。

#### 指定管理委託事業と自主事業に係る経費を明確に区分するよう改善を求めたもの

##### 【指定管理者及びスポーツ推進課に対して】

指定管理委託事業と指定管理者が独自に企画して行う自主事業については、責任の所在や費用負担の観点から明確に区分がされなければなりません。

対象施設における事業の実施状況を確認したところ、以下の問題点が見受けられたため、今後は、自主事業の位置づけ、収支の経理方法について整理が必要です。

指定管理者が作成した事業報告書を確認したところ、指定管理委託事業と自主事業について、収支区分を分けずに作成していました。

指定管理者が作成した事業報告書において、指定管理者が自ら実施する自主事業として、「引退競走馬の活用事業」「ドローンスクール会場提供事業」を実施したと なっています。しかし、事業の実施状況、施設利用申請書を確認したところ、指定管理者が自ら実施した事業とはなっておらず、それぞれの利用団体が利用申請者となっていました。

スポーツ推進課は、指定管理者が行う自主事業を承認する際、自主事業として実施することについて問題はないか確認を行い、指導をする必要があります。

#### [指導事項]

指定管理者による管理業務の実施状況等を適正に把握するため、指定管理者は、委託事業と自主事業の業務内容を明確に区分し、適正に取り扱ってください。な

お、自主事業に係る収支については、指定管理業務収支とは区分し、報告をしてください。

スポーツ推進課は、自主事業として認定する事業について、指定管理者と協議の上、整理をしてください。なお、指定管理委託事業と自主事業の区分に応じた正確な事業報告を行うよう、指定管理者に指導するとともに、適正な経理状況の把握に努めてください。

## 関係例規に則った事務処理を行うよう改善を求めたもの

### 【指定管理者及びスポーツ推進課に対して】

指定管理者は、馬事公苑の施設利用許可に関する業務について、南相馬市馬事公苑条例及び同条例施行規則に基づき手続が必要です。

対象施設における事務手続の状況を確認したところ、以下のとおり、施設利用料徴収、利用料減免決定の際、一部、関係例規に沿った手続がされていないものが見受けられたため、今後、改善が必要です。

施設利用料金を徴収する際、南相馬市馬事公苑条例第20条第3項では、「利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。」としているため、原則、利用料金を前納させなければいけません。が、ほとんどの利用料金について後納となっていました。これは、馬事施設という特性上、馬を厩舎に入れ、世話が終わった段階でないと料金を納めに来ることが困難であるとの理由によるものであることから、利用実態と関係例規において整理が必要となっています。

指定管理者は、施設利用にあたり、施設利用料を減免する場合には、利用者より減免申請書を提出させ、その内容を審査し、減免決定をしなければなりません。しかし、減免決定の状況を確認したところ、減免適用となる根拠を明確にしないまま、減免決定を行っていました。

スポーツ推進課は、施設の利用許可及び減免を行う際には適切な取扱いとなっているか定期的に確認を行い、指導が必要です。

### [指導事項]

指定管理者及びスポーツ推進課は、今後、利用料金の徴収に当たっての業務手順やルールの整理を行うこと、また、利用料が減免に該当する場合については、減免適用となる根拠を明確にし、適正な施設利用許可に関する事務を行ってください。

スポーツ推進課は、実際の事務手順と関係例規を確認され、必要であれば例規改正を検討することも含め、指定管理者と協議をし、適切な事務手続となるよう指導・助言等を行うようにしてください。

## (意見)

### 自主事業の積極的な取り組みについて

#### 【指定管理者及びスポーツ推進課に対して】

馬事公苑の指定管理者を選定する際、指定管理者からは8つの自主事業について取り組みたいとの提案が出されました。しかし、現状は、なかなか思うように参加者が集まらない等の理由により、提案時の自主事業の多くが未実施となっています。

今後は、指定管理者のノウハウを生かし、より良い施設や活動の機会を市民に提供できるよう、自主事業へも積極的に取り組まれ、魅力ある事業展開及び施設運営に努められるよう要望いたします。